

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 30 年 10 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1	基幹統計調査の承認	1
	作物統計調査	2
	住宅・土地統計調査	5
2	一般統計調査の承認	8
3	届出統計調査に係る届出の受理	
	(1) 新規	10
	(2) 変更	12

〔凡 例〕

1 編集方針

この資料（「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下「本月報」という。）は、表紙に示した月の1か月間に総務省政策統括官（統計基準担当）が、統計法（平成19年法律第53号）に基づいて承認等の手続を行った統計調査の計画概要をまとめたものである。

なお、基幹統計（後記3（1）参照）の指定、変更又は解除があった場合や、基幹統計（統計調査以外の方法により作成されるものに限る。）に係る作成方法の通知がなされた場合には、巻末に参考として掲載することとしている。

2 法律名の表記

本月報の中で頻出する法律の名称については、基本的に、次に掲げる表記を用いている。

- 統計法（昭和22年法律第18号）→ 旧統計法
- 統計法（平成19年法律第53号）^{（注1）}→ 新統計法
- 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）^{（注2）}→ 旧統計報告調整法

（注1）旧統計法を全部改正したもので、平成19年10月1日に一部施行した後、平成21年4月1日に全面施行

（注2）新統計法の全面施行により廃止されたもの

3 用語

本月報の中で、頻出する用語の意味については、次のとおりである。

- （1）「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する基幹統計をいう。

なお、旧統計法第2条に基づき指定された「指定統計」のうち、新統計法の全面施行の段階（平成21年4月1日）で作成されていたものの多くは、基幹統計に移行している。

- （2）「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう（新統計法第2条第6項）。

- （3）「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう（新統計法第2条第7項）。

- （4）「届出統計調査」とは、旧統計法施行時にあつては、その第8条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいい、現在は、新統計法第24条第1項又は第25条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいう。新統計法で届出が求められているのは、地方公共団体（第24条第1項）及び独立行政法人等（第25条）^{（注3）}である。

なお、「届出統計調査」という用語は、新統計法の本則では用いられておらず（経過措置を規定する附則の中で、旧統計法施行時の用語として出てくるのみ）、本月報で用いている「届出統計調査」は、通称として用いているものである。

（注3）地方公共団体については、統計法施行令（平成20年政令第334号）第7条第1項の規定に基づき都道府県及び政令指定都市、独立行政法人等については、同令第8条第1項の規定に基づき日本銀行について、届出が求められている。

- （5）「指定統計調査」とは、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう（旧統計法第3条）。

- （6）「承認統計調査」とは、旧統計報告調整法の規定に基づき総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。新統計法施行後においても引き続き行われているものは、基本的に「一般統計調査」に移行している。

4 掲載項目の内容

本月報における基幹統計調査の承認に係る各項目の掲載内容は、次のとおりである。

一般統計調査の承認及び届出統計調査に係る届出の受理については、これらの一部項目を一覧形式で掲載している。

【統計調査単位で掲載している項目】

調 査 名	統計法に基づき、総務大臣が承認した調査の名称を記載した。
承 認 年 月 日	総務大臣による承認年月日を記載した。
実 施 機 関	調査を実施する組織について、課室名まで記載した。
目 的	調査の実施目的を記載した。
沿 革	調査の起源及びその後の変更概要について記載した（一部の調査）。
調 査 票 の 構 成	調査で用いられる調査票の構成を記載した（調査票が多岐にわたるような場合には、調査の内容ごとに集約・区分している場合がある。）。
公 表	公表する際の媒体及び公表時期について記載した。
備 考	当該承認に係る変更時期など、調査に関する補足情報を記載した。

【「調査票の構成」で記載した調査票ごとに掲載している項目】

調 査 票	調査票様式のヘッダーに記された帳票の名称を記載した。
対象範囲（地域）	調査対象となるものの地域的範囲を記載した。
対象範囲（属性）	調査対象となるものの属性的範囲（地域を除く。）を記載した。
客体数／母集団数	回答を求められる報告者の数を記載するとともに、抽出調査の場合には、可能な限り、母集団の大きさについても併記した（全数調査については、客体数と母集団数が同じことから、母集団数は記載していない）。 調査が、報告者から報告を求める方法ではなく、実測により情報を収集する方法で行われる場合には、調査対象となる箇所数を示している。また、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合には、当該財の対象数を記載している場合もある。なお、数の記載については、「千進法」による3けた区切りを基本としている。ただし、100万を超える場合は、「万進法」による漢数字を使用し、区切り符号としての「,」は用いていない。
選 定 方 法	報告者の選定方法を全数、無作為抽出、有意抽出の別によって示した。調査対象をグループ分けした上で、それぞれ異なった方式を採用している場合には、該当するものを全て記載した。
母 集 団 情 報	報告者の抽出に使用した母集団名簿を記載した（特に標本調査の場合）
配 布 ・ 取 集	調査票の配布・取集（回収）方法について、職員、調査員、郵送、オンライン等の別を記載した。複数の方法を併用している場合には、該当するものを全て記載した。
把 握 時	調査の把握時点又は把握期間を記載した。
調 査 組 織	調査実施機関から報告者に至るまでの系統及び関係機関を記載した。調査対象と報告者の属性が異なる場合（例えば、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合）には、「報告者」の後ろに実際に報告を求められる者の属性をカッコ書きで示した。 (注) 一部の基幹統計調査においては、新統計法第14条に規定する統計調査員のうち、一部の者を「指導員」として区分し、他の調査員の指導に当たるとともに、特別の事情により調査員が事務の一部を行うことができないときは、調査員に代わって当該事務を行うこととされている場合がある。このような調査については、「系統」欄において、「指導員・調査員」と併記しているが、「配布」「取集」欄においては、一括して「調査員」と表記している。
調 査 周 期	調査の実施周期を記載した。
実施期間又は提出期限	調査の実施期間又は調査票の提出期限を記載した。
調 査 事 項	報告者に対して報告を求める事項を記載した。

1 基幹統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施機関
H30.10.12	作物統計調査	農林水産省大臣官房統計部 生産流通消費統計課
H30.10.22	住宅・土地統計調査	総務省統計局 統計調査部国勢統計課

注) 本表は、新統計法の規定に基づいて、総務大臣が行った基幹統計調査の承認状況について掲載したものである。

【調査名】	作物統計調査
承認年月日	平成30年10月12日
実施機関	農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課
目的	作物統計（基幹統計）を作成することにより耕地及び作物の生産に関する実態を明らかにし、農業行政の基礎資料を整備することを目的とする。
沿革	<p>昭和22年に開始し、昭和25年から指定統計調査として実施していたが、昭和54年には、一部調査事項について調査項目の区分及び調査期日の変更を行った。</p> <p>平成14年には、①関連する承認統計調査を含めた調査体系の整備、②調査対象品目の選定基準の策定、③調査票の統廃合、OCR化等を実施した。</p> <p>平成17年には、①作付予定面積調査及び野菜・果樹に係る予想収穫量調査の廃止、②てんさい・さとうきびに関する作付面積調査及び予想収穫量・収穫量調査の郵送調査化等の変更を行った。</p> <p>平成19年には、①かんしょ及び甘味資源作物（てんさい及びさとうきび）に係る予想収穫量調査の廃止、②耕地面積調査及び水稲に係る作付面積調査において、調査員による実測調査の導入、③水稲以外の作物に係る作付面積調査については農業協同組合その他の関係団体を対象に、水稲以外の作物に係る収穫量調査については関係団体及び標本経営体を対象に往復郵送化をそれぞれ実施した。</p> <p>新統計法の施行に伴い、平成21年4月からは基幹統計調査に移行したが、平成29年調査からは、調査対象にそば及びなたねを追加するほか、作付面積調査及び収穫量調査の一部の作物について、全国調査の実施時期の変更等を行った。</p> <p>平成31年以降の調査については、作物の種類別に共済基準減収量及び当該基準減収量に係る作付面積について調査する「共済減収調査」の中止等の変更を行う。</p>
調査票の構成	1－耕地面積調査票 2－作付面積調査票（水稲） 2－作付面積調査票（水稲以外の作物） 3－作柄概況調査票 4－予想収穫量調査票 5－収穫量調査票（水稲） 5－収穫量調査票（水稲以外の作物） 6－被害調査票
公表	インターネット及び印刷物 （耕地面積調査：10月下旬、作付面積調査：[水稲]9月下旬等、[水稲以外の作物]当該作物の調査のおおむね2か月後、作柄概況調査：7月下旬、8月下旬及び9月下旬、予想収穫量調査：10月下旬、収穫量調査：当該作物の調査のおおむね2か月後、被害調査：原則四半期ごと及び天災融資法発動の際）
備考	<p>1. 本調査は、水稲以外の作物に係る作付面積調査及び収穫量調査については、関係団体等又は農林業経営体に対する郵送・オンライン調査で行われており、それ以外の調査については、職員又は調査員による実測調査により行われている。</p> <p>2. 今回の承認は、平成31年以降の調査についての変更承認</p> <p>3. 承認内容は、①「共済減収調査」の中止、②作付面積調査（麦類）の北海道分の結果公表時期の早期化、③調査票の名称の一部変更、④一部調査票に品目コード欄等を追加</p>
調査票－1	耕地面積調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	圃場
客体数／母集団数	約4万単位区／約290万単位
選定方法	無作為抽出
配布・収集	なし（職員又は調査員による実測調査）
把握時	毎年7月15日現在
調査組織	農林水産省－地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（農林水産センターを

	含む。) (以下この調査において「地方農政局等」という。) の職員又は調査員
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	毎年7月上旬～7月下旬
調査事項	耕地の田畑別面積、耕地の田畑別の拡張及びかい廃面積
調査票－2	作付面積調査票（水稲）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	圃場
客体数／母集団数	約4万単位区／約290万単位
選定方法	無作為抽出
配布・収集	なし（職員又は調査員による実測調査）
把握時	毎年7月15日現在
調査組織	農林水産省－地方農政局等の職員又は調査員
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	毎年7月上旬～7月下旬
調査事項	水稲の作付面積
調査票－2	作付面積調査票（水稲以外の作物）
対象範囲（地域）	農林水産大臣が定める種類の作物ごとに農林水産大臣が定める地域
対象範囲（属性）	農業協同組合、製糖会社、製糖工場、集出荷団体、集出荷業者、その他の関係団体（以下この調査において「関係団体等」という。）
客体数／母集団数	約5,500
選定方法	全数・無作為抽出
母集団情報	作付面積調査郵送調査対象一覧表、果樹調査集出荷団体等名簿、野菜調査集出荷団体等名簿、花き調査集出荷団体等名簿、てんさい調査対象一覧表、さとうきび調査対象一覧表
配布・収集	郵送・オンライン
把握時	作物により、毎年7月15日現在、毎年9月1日現在又は収穫期
調査組織	農林水産省－地方農政局等－報告者
調査周期	1年（品目によっては、3年又は6年ごとに全国調査を行い、その中間年は主産県調査を行う。）
実施期間又は提出期限	農林水産省大臣官房統計部長（以下この調査において「統計部長」という。）が定める時期
調査事項	作物の種類別作付面積
調査票－3	作柄概況調査票
対象範囲（地域）	水稲について農林水産大臣が定める地域
対象範囲（属性）	圃場
客体数／母集団数	約1万単位区／約290万単位区
選定方法	無作為抽出
配布・収集	なし（職員又は調査員による実測調査）
把握時	毎年7月15日現在、毎年8月15日現在及びもみ数確定期
調査組織	農林水産省－地方農政局等の職員又は調査員
調査周期	年3回
実施期間又は提出期限	【7月15日現在調査】毎年7月上旬～7月中旬、【8月15日現在調査】毎年8月上旬～8月中旬、【もみ数確定期調査】統計部長が定める調査期日に対応して実施
調査事項	水稲の時期別の作柄概況
調査票－4	予想収穫量調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	圃場

客体数／母集団数	約1万単位区／約290万単位
選定方法	無作為抽出
配布・収集	なし（職員又は調査員による実測調査）
把握時	毎年10月15日現在
調査組織	農林水産省－地方農政局等の職員又は調査員
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	毎年10月上旬～10月中旬
調査事項	水稻の予想収穫量
調査票－5	収穫量調査票（水稻）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	圃場
客体数／母集団数	約1万単位区／約290万単位
選定方法	無作為抽出
配布・収集	なし（職員又は調査員による実測調査）
把握時	収穫期
調査組織	農林水産省－地方農政局等の職員又は調査員
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	収穫期
調査事項	水稻の収穫量（その災害種類別の被害量を含む。）
調査票－5	収穫量調査票（水稻以外の作物）
対象範囲（地域）	農林水産大臣が定める基準に合致する種類の作物ごとに農林水産大臣が定める地域
対象範囲（属性）	関係団体等、農林業経営体
客体数／母集団数	【関係団体等】約6,600／約10,700、【農林業経営体】約69,000／約370,000
選定方法	全数・無作為抽出
母集団情報	【関係団体】作付面積調査郵送調査対象一覧表、果樹調査集出荷団体等名簿、野菜調査集出荷団体等名簿、花き調査集出荷団体等名簿、荒茶工場母集団一覧表、てんさい調査対象一覧表、さとうきび調査対象一覧表、【農林業経営体】2015年世界農林業センサス
配布・収集	郵送・オンライン
把握時	作物ごとの収穫期
調査組織	農林水産省－地方農政局等－報告者
調査周期	1年（品目によっては、3年又は6年ごとに全国調査を行い、その中間年は主産県調査を行う。）
実施期間又は提出期限	統計部長が定める時期
調査事項	作物の種類別収穫量（果樹及び野菜にあつては出荷量を含む。花きにあつては出荷量に限る。）
調査票－6	被害調査票
対象範囲（地域）	作物について重大な災害等が発生したと認められる地域
対象範囲（属性）	圃場
選定方法	有意抽出
配布・収集	なし（職員による実測調査）
把握時	作物に重大な被害が発生したとき
調査組織	農林水産省－地方農政局等の職員
調査周期	随時
実施期間又は提出期限	作物に重大な被害が発生したとき
調査事項	災害等を受けた作物の災害種類別作付面積及び被害量

【調査名】	住宅・土地統計調査
承認年月日	平成30年10月22日
実施機関	総務省統計局統計調査部国勢統計課
目的	我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物（以下「住宅等」という。）に関する実態並びに住環境、現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、国民の住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的とする。
沿革	本調査は、昭和23年から「住宅統計調査」として開始以降、5年ごとに実施されてきたが、平成10年からは、現住居以外の住宅・土地に関する調査事項を追加し、調査の名称を現在の「住宅・土地統計調査」に変更して実施されている。 平成30年調査については、平成30年北海道胆振東部地震及び平成30年7月豪雨による災害の影響により、北海道の一部の市町（2町）を調査対象から除外するとともに、北海道、岡山県、広島県及び愛媛県の一部の市町（24市町）の調査票の提出期限を延長して実施。
調査票の構成	1－住宅・土地統計調査 調査票甲 2－住宅・土地統計調査 調査票乙 3－住宅・土地統計調査 建物調査票
公表	インターネット（住宅数概数集計、住宅及び世帯に関する基本集計：調査後1年以内、住宅の構造等に関する集計及び土地集計：調査後2年以内）、印刷物（インターネット公表後に刊行）
備考	1. 今回の承認は、平成30年調査についての変更承認 2. 主な承認内容は、①調査対象の一部変更（平成30年北海道胆振東部地震による災害の影響により、北海道の一部の市町（2町）を除く。）、②一部地域の調査実施期間の変更（平成30年北海道胆振東部地震及び平成30年7月豪雨による災害の影響により、北海道、岡山県、広島県及び愛媛県の一部の市町（24市町）の調査票の提出期限の延長）等
調査票－1	住宅・土地統計調査 調査票甲
対象範囲（地域）	全国 ただし、平成30年北海道胆振東部地震による災害の影響により、北海道の一部地域（安平町、むかわ町）を除く。
対象範囲（属性）	住宅等及びこれらに居住している世帯とする。 ただし、次に掲げる施設及びこれらに居住している世帯を除く。1. 外国政府又は国際機関の公務に従事する者が管理する施設、2. 皇室用財産である施設、3. 拘留所、刑務所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院及び入国者収容所、4. 自衛隊の営舎その他の施設、5. 在日米軍用施設
客体数／母集団数	約320万／約5300万
選定方法	無作為抽出
母集団情報	直近の国勢調査調査区
配布・収集	【配布】調査員、【収集】調査員・郵送・オンライン
把握時	平成30年10月1日午前零時現在
調査組織	総務省－都道府県－市町村－指導員・調査員（又は民間事業者）－報告者
調査周期	5年
実施期間又は提出期限	平成30年9月15日～10月23日 ただし、北海道、岡山県、広島県及び愛媛県の一部の市町（24市町）は災害の影響により、平成30年12月24日までとする。
調査事項	1. 世帯に関する事項（1）世帯主又は世帯の代表者の氏名、（2）種類、（3）構成、（4）年間収入

	<p>2. 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項 (1) 従業上の地位、(2) 通勤時間、(3) 子の住んでいる場所、(4) 現住居に入居した時期、(5) 前住居に関する事項</p> <p>3. 住宅に関する事項 (1) 居住室の数及び広さ、(2) 所有関係に関する事項、(3) 家賃又は間代等に関する事項、(4) 床面積、(5) 建築時期、(6) 設備に関する事項、(7) 住宅の建て替え等に関する事項、(8) 増改築及び改修工事に関する事項、(9) 耐震に関する事項</p> <p>4. 現住居の敷地に関する事項 (1) 敷地の所有関係に関する事項、(2) 敷地面積、(3) 取得方法・取得時期等</p> <p>5. 現住居以外の住宅に関する事項 (1) 所有関係に関する事項、(2) 利用に関する事項</p> <p>6. 現住居以外の土地に関する事項 (1) 所有関係に関する事項、(2) 利用に関する事項</p>
調査票 - 2	住宅・土地統計調査 調査票乙
対象範囲 (地域)	全国 ただし、平成 30 年北海道胆振東部地震による災害の影響により、北海道の一部地域 (安平町、むかわ町) を除く
対象範囲 (属性)	調査票甲に同じ
客体数 / 母集団数	約 50 万 / 約 5300 万
選 定 方 法	無作為抽出
母 集 団 情 報	直近の国勢調査調査区
配 布 ・ 取 集	【配布】調査員、【収集】調査員・郵送・オンライン
把 握 時	平成 30 年 10 月 1 日 午前零時現在
調 査 組 織	総務省 - 都道府県 - 市町村 - 指導員・調査員 (又は民間事業者) - 報告者
調 査 周 期	5 年
実施期間又は提出期限	平成 30 年 9 月 15 日 ~ 10 月 23 日 ただし、北海道、岡山県、広島県及び愛媛県の一部の市町 (24 市町) は災害の影響により、平成 30 年 12 月 24 日までとする。
調 査 事 項	<p>1. 世帯に関する事項 (1) 世帯主又は世帯の代表者の氏名、(2) 種類、(3) 構成、(4) 年間収入</p> <p>2. 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項 (1) 従業上の地位、(2) 通勤時間、(3) 子の住んでいる場所、(4) 現住居に入居した時期、(5) 前住居に関する事項</p> <p>3. 住宅に関する事項 (1) 居住室の数及び広さ、(2) 所有関係に関する事項、(3) 現住居の名義、(4) 家賃又は間代等に関する事項、(5) 床面積、(6) 建築時期、(7) 設備に関する事項、(8) 住宅の建て替え等に関する事項、(9) 増改築及び改修工事に関する事項、(10) 耐震に関する事項</p> <p>4. 現住居の敷地に関する事項 (1) 敷地の所有関係に関する事項、(2) 所有地の名義、(3) 敷地面積、(4) 取得方法・取得時期等</p> <p>5. 現住居以外の住宅に関する事項 (1) 所有関係に関する事項、(2) 利用に関する事項、(3) 所在地、(4) 建て方、(5) 取得方法、(6) 建築時期、(7) 居住世帯のない期間</p> <p>6. 現住居以外の土地に関する事項 (1) 所有関係に関する事項、(2) 利用に関する事項、(3) 所在地、(4) 面積に関する事項、(5) 取得方法、(6) 取得時期</p>
調査票 - 3	住宅・土地統計調査 建物調査票
対象範囲 (地域)	全国 ただし、平成 30 年北海道胆振東部地震による災害の影響により、北海道の一部地域 (安平町、むかわ町) を除く
対象範囲 (属性)	調査票甲に同じ
客体数 / 母集団数	約 370 万 / 約 5300 万

選 定 方 法	無作為抽出
母 集 団 情 報	直近の国勢調査調査区
配 布 ・ 取 集	なし（調査員による聞き取り）
把 握 時	平成30年10月1日午前零時現在
調 査 組 織	総務省—都道府県—市町村—指導員・調査員（又は民間事業者）—報告者
調 査 周 期	5年
実施期間又は提出期限	平成30年9月15日～10月23日 ただし、北海道、岡山県、広島県及び愛媛県の一部の市町（24市町）は災害の影響により、平成30年12月24日までとする。
調 査 事 項	1. 住宅に関する事項（1）世帯の存しない住宅の種別、（2）種類 2. 建物に関する事項（1）建て方、（2）構造、（3）腐朽・破損の有無、（4）建物全体の階数、（5）敷地に接している道路の幅員、（6）建物内総住宅数、（7）設備に関する事項

2 一般統計調査の承認

調査名	承認年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数(注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限	備考
介護事業実態調査(介護従事者処遇状況等調査)	平成30年10月10日	厚生労働省老健局老人保健課	介護従事者の処遇の状況及び介護職員処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、介護報酬改定のための基礎資料を得ることを目的とする。	全国 ^(注)	1	3,530施設 7,400事業所	無作為抽出	郵送 オンライン	1回限り	平成30年10月15日 ～11月14日	今後も継続的な実施が想定されているが、調査周期を含めた調査の在り方等の検討が必要であるとの観点から、1回限りで承認 (注)以下の影響により災害救助法の適用があった自治体を除く ・平成30年7月豪雨(岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県の一部) ・平成30年8月30日からの大雨(山形県の一部) ・平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震(北海道の一部)
組織マネジメントに関する調査(JP-MOOPS)	平成30年10月12日	内閣府経済社会総合研究所研究室	我が国における組織マネジメントと生産性向上の関係を分析し、生産性向上に係る施策の実施に資する基礎資料を得ることを目的とする。	全国	3	21,000事業所	無作為抽出	郵送	1回限り	平成30年10月中旬 ～11月下旬	
中小企業実態基本調査	平成30年10月17日	経済産業省中小企業庁事業環境部企画課調査室	中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第10条の規定(定期的に、中小企業の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果を公表しなければならない。)に基づき、中小企業を巡る経営環境の変化を踏まえ、中小企業全般に共通する財務情報、経営情報及び設備投資動向等を把握するため、中小企業全般の経営等の実態を明らかにし、中小企業施策の企画・立案のための基礎資料を提供するとともに、中小企業関連統計の基本情報を提供するためのデータ収集を行うことを目的とする。	全国	3	11万3000企業	無作為抽出	郵送 オンライン	1年	毎年7月上旬～9月1日	
建設工事進捗率調査	平成30年10月17日	国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室	加工統計である「建設総合統計」を作成する際の建設工事進捗率の改定に向けた基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	4,000企業	無作為抽出	郵送 オンライン	1回限り	平成30年10月下旬 ～11月下旬	
木材流通統計調査	平成30年10月23日	農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課	木材の価格水準及びその変動、木材の流通構造並びに木材産業の動向を的確に把握し、木材の需給及び価格の安定等流通改善対策、木材流通構造改善施策等の推進に必要な資料を得ることを目的として実施する。	全国	10	2,530事業所	全数 無作為抽出 有意抽出	調査員 郵送 オンライン FAX	毎月 5年	毎月20日 平成31年1月上旬～ 2月15日	
漁業経営統計調査 (変更前の名称:漁業経営調査)	平成30年10月23日	農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課	漁業経営体の財産状況、収支状況、操業状況等、漁業経営体の経営実態を明らかにし、水産行政等を推進するための資料を整備することを目的とする。	全国	2	466人 152企業	無作為抽出	調査員 郵送 オンライン 職員	1年	報告者の決算書作成 後2か月間	
畜産統計調査	平成30年10月23日	農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室	主要家畜(乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏及びブロイラー)に関する規模別・経営タイプ別飼養戸数及び飼養頭(羽)数等を把握し、我が国の畜産生産の現況を明らかにするとともに、畜産行政推進のための基礎資料を整備することを目的とする。	全国	5	16,550飼養者	無作為抽出	郵送 オンライン	1年 ただし、豚調査票、採卵鶏調査票及びブロイラー調査票については、農林業センサス実施年を除く。	毎年1月中旬～2月 末日	

調査名	承認年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数(注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限	備考
青少年のインターネット利用環境実態調査	平成30年10月23日	内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(青少年環境整備担当)	青少年及びその保護者を対象に、青少年を取り巻くインターネット環境の状況等について調査し、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号)に基づく関係施策の実施状況を検証するとともに、技術革新等の影響による著しい変化に対応する必要がある青少年のインターネット利用環境整備のため、関係施策をより効果的に推進するための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	3	13,000人	全数 無作為抽出	調査員 オンライン	1年	毎年11月上旬～ 12月中旬	
全国イノベーション調査	平成30年10月23日	文部科学省科学技術・学術政策研究所第1研究グループ	科学技術・イノベーション政策に関するOECD(経済協力開発機構)を中心とした国際的な協調のもと、民間企業のイノベーション活動の実態や動向を調査し、科学技術・イノベーション政策の企画、立案、推進及び評価に必要な基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	30,000企業	無作為抽出	郵送 オンライン	2年	平成30年11月21日 ～12月21日	
近畿の「道の駅」の防災機能・バリアフリー化等に関するアンケート調査	平成30年10月25日	総務省近畿管区行政評価局評価監視部第5評価監視官室	近畿管内(2府5県)に所在する「道の駅」における、災害時マニュアルの作成状況、市町村等との間の災害時協定の締結状況等ソフト面の整備状況や、非常用発電機、災害時対応トイレなどの防災設備、身体障害者用駐車場や多目的トイレ等ハード面の整備状況等を調査し、道の駅を災害時における駆け込み先として機能させるとともに、誰もが利用しやすいバリアフリーな施設として機能向上させる上での課題を明らかにするための資料を得ることを目的とする。	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の各全域	1	2府県及び 91市町村	全数	郵送 オンライン	1回限り	平成30年10月下旬 ～11月下旬	
生活状況に関する調査	平成30年10月26日	内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(青少年支援担当)付	ひきこもりの長期化傾向が見られる中で、子供・若者への地域支援ネットワークの形成促進を含むこれらの者に対する支援を効果的に実施するため、40歳以上でひきこもりの状態にある者の状況について把握し、適切な支援を行うための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	2	10,000人	無作為抽出	調査員	1回限り	平成30年12月	
障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査	平成30年10月30日	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課	平成29年度の臨時報酬改定が、着実に従事者の処遇改善に反映されているか及び処遇改善加算(Ⅲ)以上の取得における課題並びに福祉・介護職員等の平均的な給与額を把握、検証するものであり、報酬改定のための基礎資料を得ることを目的とする。	全国 ^(注)	1	12,855事業所	無作為抽出	郵送 オンライン	1回限り	平成30年10月31日 ～11月22日	今後も継続的な実施が想定されているが、調査周期を含めた今後の在り方の抜本的な検証が必要であるとの観点から、1回限りで承認 (注)平成30年調査については、平成30年7月豪雨及び北海道胆振東部地震等の影響により、調査が困難な一部事業所を除く

3 届出統計調査に係る届出の受理

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(1) 新規	栄養・食生活アンケート調査	平成30年10月1日	名古屋市健康福祉局健康部健康増進課	市民の栄養・食生活の状況を把握し、栄養課題の解決への目標設定をするための基礎資料を得ることを目的とする。	名古屋市全域	1	3,000人	無作為抽出	郵送	1回限り	平成30年10月2日～10月23日
	「仙台市ひとり親家庭等安心生活プラン」策定のためのアンケート調査	平成30年10月3日	仙台市子供未来局子供育成部子供家庭支援課	仙台市ひとり親家庭等自立促進計画(計画期間:平成32～36年度)の改定にあたり、本市における母子世帯、父子世帯(以下、「ひとり親家庭」という。)の生活実態やサービスに対するニーズ等を把握するとともに、今後の本市におけるひとり親家庭に対する福祉施策推進のための基礎資料を得ることを目的とする。	仙台市全域	1	2,300人	無作為抽出	郵送	1回限り	平成30年10月中旬～11月中旬
	青森県子どもの生活実態調査	平成30年10月4日	青森県健康福祉部子どもみらい課	子どもの貧困は、単なる経済的困窮にとどまらず、様々な要因が複合的につながることで世代間の貧困の連鎖を招いているといわれていることから、その実態を多面的に把握することを目的とする。	青森県全域	1	10,400人	無作為抽出	郵送	1回限り	平成30年11月9日～12月7日
	ガソリン取引状況等に関する調査	平成30年10月4日	東京都産業労働局商工部経営支援課	近年、ガソリン販売業界は、石油製品の輸入自由化、原油価格の変動、需要の低迷、人材不足等により、大変厳しい経営状況が続いており、この10年間で都内ガソリンスタンド数は約4割減少している。 本調査は、ガソリン販売事業者の取引状況等の実態を把握し、経営支援に係る施策等を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。	東京都全域	1	450企業	有意抽出	郵送	1回限り	平成30年12月上旬～平成31年1月中旬
	さいたま市子ども・子育て支援事業計画(第2期)策定に係る基礎調査	平成30年10月4日	さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課	子ども・子育て支援法に基づき、2020年度から5年間を計画期間とする「さいたま市子ども・子育て支援事業計画(第2期)」を策定するための基礎資料を得ることを目的とする。	さいたま市全域	1	27,500人	無作為抽出 有意抽出	郵送 職員	不定期 (原則5年)	平成30年11月1日～11月26日
	福岡市民のスポーツに対する意識と活動の実態に関する調査	平成30年10月4日	福岡市市民局スポーツ推進部スポーツ振興課	「福岡市スポーツ推進計画(仮称)」の策定に当たり、現状の把握や計画への記載内容の検討などに利用することを目的とする。	福岡市全域	1	1,500人	無作為抽出	オンライン	5年	平成30年9月21日～10月31日
	宮城県ひとり親世帯等実態調査	平成30年10月5日	宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課	母子及び寡婦福祉法第12条に規定する母子家庭及び父子家庭並びに寡婦等の自立促進計画を策定するため、生活実態や支援ニーズを把握し、ひとり親世帯等に対する福祉施策推進のための基礎資料を得ることを目的とする。	宮城県全域	4	3,500世帯	無作為抽出	郵送	1回限り	平成30年11月1日～11月30日
	平成30年7月豪雨の避難行動に関する調査	平成30年10月5日	広島市危機管理室災害予防課	平成30年7月6日(金)の豪雨の際、調査客体が防災情報をどのように入手し、それに基づきどのような行動をとったのか、また、日ごろ地域の危険性等についてどのように認識していたのかなどを把握し、今後の避難対策に役立てるための基礎資料を得ることを目的とする。	広島市全域	1	1,700世帯	無作為抽出	郵送	1回限り	平成30年9月28日～10月15日
	広島市交通実態調査	平成30年10月9日	広島市道路交通局道路交通企画課	平成22年7月に策定した「広島市総合交通戦略」の改定に向け、前回の交通実態調査実施後10年間の交通状況の変化の把握、この間に実施した施策の効果の確認及び関連計画と整合した今後の実施施策の計画立案のための基礎資料を得ることを目的とする。	広島市全域	3	27,800世帯 60,000人	無作為抽出	郵送 オンライン	1回限り	平成30年12月下旬
	仙台市食品ロス・ダイアリーモニター調査	平成30年10月12日	仙台市環境局廃棄物事業部家庭ごみ減量課	仙台市民の家庭から出る食品ロスの実態と発生要因を把握し、食品ロス問題の対策のための基礎資料を得ることを目的とする。	仙台市全域	1	400世帯	有意抽出	郵送 オンライン	1回限り	平成30年10月15日～11月11日

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客位数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	お口の健康とライフスタイルに関する市民アンケート調査	平成30年10月12日	福岡市保健福祉局健康医療部口腔保健福祉センター	福岡市民の口腔状態の現状を把握し、口腔保健支援センター事業評価を実施するとともに、今後の歯科口腔保健事業の基礎資料を得ることを目的とする。	福岡市全域	1	6,000人	無作為抽出	郵送	5年	平成30年10月中旬～11月中旬
	交通に関する市民アンケート調査	平成30年10月15日	福岡市住宅都市局都市計画部交通計画課	福岡市内に在住する高齢者について、交通に関するニーズ・意識などを把握し、生活交通の確保に向けた制度検討の基礎資料を得ることを目的とする。	福岡市全域	1	3,500人	無作為抽出	郵送	1回限り	平成30年10月15日～10月31日
	焼酎輸出に関するアンケート調査	平成30年10月22日	宮崎県商工観光労働部オールみやざき営業課	宮崎県産焼酎の輸出の現状、輸出に伴う経済波及効果を把握し、今後の輸出可能性等の検討をするための基礎資料を得ることを目的とする。	宮崎県全域	1	38事業所	全数	郵送	1回限り	平成30年10月29日～11月12日
	住生活総合調査拡大調査	平成30年10月22日	堺市建築都市局住宅部住宅まちづくり課	居住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向・満足度等を把握し、住生活基本法及び同法に基づく住生活基本計画を踏まえた住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上で必要となる基礎資料を得ることを目的とする。	堺市全域	1	1,500世帯	無作為抽出	調査員 郵送	5年	平成30年11月24日～12月17日
	広島市子ども・子育て支援に関するニーズ調査	平成30年10月22日	広島市子ども未来局子ども未来調整課	子どもや保護者の生活実態や保育サービスの利用希望等を把握し、「広島市子ども・子育て支援事業計画」(計画期間:2020～2024年度)を策定するための基礎資料を得ることを目的とする。	広島市全域	2	13,500世帯	無作為抽出	郵送	1回限り	平成30年11月下旬～12月中旬
	喫煙対策実施状況調査	平成30年10月25日	山梨県福祉保健部健康増進課	山梨県内の施設や事業所等における喫煙対策の状況を把握し、本県のたばこ対策推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。	山梨県全域	1	650機関 500事業所	全数 無作為抽出	郵送 オンライン FAX	2年	平成30年11月22日～12月21日
	宮崎県の産業振興に関するアンケート調査	平成30年10月26日	宮崎県商工観光労働部商工政策課	宮崎県内事業所の事業活動等に関する取組や課題等を把握し、本県商工観光業の振興のための基礎資料とすることを目的とする。	宮崎県全域	1	4,000事業所	有意抽出	郵送	1回限り	平成30年10月26日～11月22日
	外国人材の活用に関する調査	平成30年10月31日	北九州市産業経済局総務政策部雇用政策課	平成31年4月の外国人労働者の受入れ拡大に向け、国において新たな在留資格等が議論されている中、市内中小企業の外国人材受入れに関する実態及びニーズを把握し、受入れ拡大への対応策を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。	北九州市全域	1	401事業所	全数	郵送	1回限り	平成30年10月下旬～11月下旬

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(2) 変更	住生活総合調査拡大調査	平成30年10月2日	沖縄県土木建築部 住宅課	居住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向・満足度等を把握し、住生活基本法及び同法に基づく住生活基本計画を踏まえた住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上で必要となる基礎資料を得ることを目的とする。	沖縄県全域	1	4,992世帯	無作為抽出	調査員 郵送 オンライン	5年	平成30年11月～12月
	県民の健康に関するアンケート	平成30年10月4日	埼玉県保健医療部 健康長寿課	埼玉県の健康増進計画である埼玉県健康長寿計画及び埼玉県食育推進計画の推進状況を把握するのに必要な基礎資料を得ることを目的とする。	埼玉県全域	1	537人	無作為抽出	調査員	1年	毎年11月1日～11月30日
	県民健康・栄養実態調査	平成30年10月9日	新潟県福祉保健部 健康対策課	新潟県民の生活習慣の状況等を把握し、健康にいがた21等計画の評価指標の進行管理に必要な基礎資料を得ることを目的とする。	新潟県全域	1	3,000人	無作為抽出	郵送	1年	毎年11月1日～11月30日
	住生活総合調査拡大調査	平成30年10月9日	福岡県建築都市部 住宅計画課	居住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向・満足度等を把握し、住生活基本法及び同法に基づく住生活基本計画を踏まえた住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上で必要となる基礎資料を得ることを目的とする。	北九州市、福岡市を除く福岡県全域	1	4,000世帯	無作為抽出	調査員 郵送 オンライン	5年	平成30年11月中旬～12月中旬
	静岡市ひとり親家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査 (変更前の名称:静岡市母子家庭及び寡婦自立促進計画策定に係るアンケート調査)	平成30年10月12日	静岡市子ども未来局 子ども家庭課	ひとり親世帯及び寡婦世帯の生活実態やサービスニーズ等を把握し、自立促進計画の変更計画(平成31年～36年度)策定の基礎資料を得ることを目的とする。	静岡市全域	1	1,000世帯	無作為抽出	郵送	5年	平成30年10月15日～11月15日
	京都府鋳工業生産動態統計調査	平成30年10月15日	京都府政策企画部 企画統計課	京都府における鋳工業生産の状況を把握し、府鋳工業指数作成のための基礎資料を得ることを目的とする。	京都府全域	1	41事業所 4機関	有意抽出	郵送 オンライン 職員	毎月	調査月の翌月25日～翌々月10日
	住生活総合調査 拡大調査	平成30年10月15日	山口県土木建築部 住宅課	山口県内の世帯の住宅及びその周囲の住環境に関する評価、住宅改善の有無と内容等を把握することにより、今後の住宅政策の基礎資料を得ることを目的とする。	山口県全域	1	2,952世帯	無作為抽出	調査員 郵送	5年	平成30年11月下旬～12月下旬
	住生活総合調査 拡大調査 (変更前の名称:住生活総合調査・拡大調査)	平成30年10月15日	福岡市住宅都市局 住宅部住宅計画課	住生活全般に関する実態や居住者の意向等を把握し、住生活基本法に基づく住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上で必要となる基礎資料を得ることを目的とする。	福岡市全域	1	8,000世帯	無作為抽出	調査員 郵送	5年	平成30年11月17日～12月10日
	子ども・子育て支援事業計画及び若者支援計画に関するニーズ調査 (変更前の名称:子育て支援に関するニーズ調査)	平成30年10月16日	浜松市子ども家庭部 次世代育成課	子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他同法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として、平成27年度より開始された「浜松市子ども・若者支援プラン」の第二期計画(期間:平成32年度～平成36年度)を策定する上で、教育・保育及び子ども・子育て支援事業並びに若者支援事業に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握することを目的とする。	浜松市全域	4	5,200人 150団体	全数 無作為抽出 有意抽出	郵送	5年	平成30年11月15日～12月14日
	島根県ひとり親家庭等実態調査 (変更前の名称:島根県母子世帯寡婦世帯父子世帯実態調査)	平成30年10月19日	島根県健康福祉部 青少年家庭課	島根県内の母子世帯、寡婦世帯及び父子世帯の生活実態とニーズを把握し、当該世帯への福祉対策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。	島根県全域	1	5,250世帯	無作為抽出	郵送	5年	平成30年11月21日～12月17日

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	岡山いきいき子どもプラン2020(仮称)に係る県民意識調査 (変更前の名称:結婚、出産、子育てに関する県民意識調査)	平成30年10月22日	岡山県保健福祉部 子ども未来課	今後の子育て支援の指針となる新たな「岡山いきいき子どもプラン2020(仮称)」の策定に当たり、結婚、出産、子育てに関する現状や意識などを収集、分析するとともに、合計特殊出生率の地域格差の要因について、県民の意識面からの分析を行うことで、岡山県が取り組むべき少子化対策や子育て支援に係る施策の評価、検証するための基礎資料としてだけでなく、今後の施策の方向性について検討材料とすることを目的とする。	岡山県全域	3	11,000人 7,400世帯	無作為抽出 有意抽出	郵送 オンライン	1回限り	平成30年9月～10月 平成30年10月～11月
	住生活総合調査拡大調査	平成30年10月23日	東京都都市整備局 住宅政策推進部住宅政策課	居住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向・満足度等を把握し、住宅政策の展開を図るうえでの基礎資料を得ることを目的とする。	東京都全域	1	5,400世帯	無作為抽出	調査員 郵送 オンライン	5年	平成30年11月24日～ 12月17日
	大阪府景気観測調査	平成30年10月23日	大阪府商工労働部 商工労働総務課	四半期ごとの大阪府内の民営事業所の景気動向を把握し、広く府民に公表するとともに、大阪府商工労働行政の施策立案の基礎資料を得ることを目的とする。	大阪府全域	1	6,500事業所	無作為抽出	郵送	四半期	5月、8月、11月、2月の それぞれ下旬～翌月中旬
	山梨県労働者就業実態調査	平成30年10月24日	山梨県産業労働部 労政雇用課	山梨県内事業所における労働者の雇用の実態や、雇用に対する事業主の意識等を把握し、今後の働きやすい職場環境づくりを更に推進するための基礎資料を得ることを目的とする。	山梨県全域	1	1,000事業所	無作為抽出	郵送	3年	平成30年12月20日～ 平成31年1月28日
	中小企業景況調査	平成30年10月24日	愛知県産業労働部 産業労働政策課	愛知県内中小企業の産業活動の動向に関する基礎的な事項について把握し、地域経済に関する施策の企画・立案及び効率的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。	愛知県全域	4	2,000企業	無作為抽出	郵送 FAX	四半期	5月、8月、11月、2月の 末日のそれぞれ3日前 頃から10日間
	住生活総合調査(拡大調査)	平成30年10月25日	北九州市建築都市局 住宅部住宅計画課	国の調査とあわせて北九州市独自で標本数を追加して、住生活全般に関する実態や居住者の意向等を把握し、本市の住宅施策を展開するための基礎資料を得ることを目的とする。	北九州市全域	1	8,112世帯	無作為抽出	調査員 郵送 オンライン	5年	平成30年11月下旬～ 12月中旬
	住生活総合調査 拡大調査	平成30年10月26日	滋賀県土木交通部 住宅課	滋賀県内の住宅の特性や居住ニーズを把握し、的確な施策の企画立案を図っていくために必要となる基礎資料を得ることを目的とする。	滋賀県全域	1	5,800世帯	無作為抽出	調査員 郵送 オンライン	5年	平成31年1月下旬～2 月上旬
	財政状況調査	平成30年10月26日	滋賀県県民生活部 統計課	県民経済計算及び県産業連関表を推計するために必要な基礎資料を得ることを目的とする。	全国	33	100機関	全数	郵送	1年	毎年8月上旬～12月下 旬
	外国人住民国籍・地域別人口調査	平成30年10月29日	三重県環境生活部 ダイバーシティ社会推進課	三重県内の外国人住民数の状況を把握し、国際化推進施策及び多文化共生推進施策を進めるための基礎資料を得ることを目的とする。	三重県全域	1	29市町	全数	郵送 オンライン FAX	1年	毎年12月中旬～1月下 旬

注1) 本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が受理した届出統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2) 「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3) 様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「延べ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。